

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(期末手当の除外者)</p> <p>第21条 基準日に次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。</p> <p>(1) 就業規則第11条第1項各号の規定に基づく休職者</p> <p>(2) 就業規則第87条第1項第3号の規定に基づく停職者</p> <p>(3) 就業規則第43条の規定に基づく育児休業者 <u>及び第50条の3の規定に基づく出生時育児休業者</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間に勤務した期間（就業規則第37条に規定する休暇及び同規則第69条に規定する介護休業の期間を含む。）がない者</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第21条第3号の規定は、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(期末手当の除外者)</p> <p>第21条 基準日に次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。</p> <p>(1) 就業規則第11条第1項各号の規定に基づく休職者</p> <p>(2) 就業規則第87条第1項第3号の規定に基づく停職者</p> <p>(3) 就業規則第43条の規定に基づく育児休業者のうち、基準日以前6箇月以内の期間に勤務した期間（就業規則第37条に規定する休暇及び同規則第69条に規定する介護休業の期間を含む。）がない者</p> <p>(略)</p>

